

バス協調・共創プラットフォームひろしまによる施策立案に係る検討支援業務
基本仕様書

1 業務名

バス協調・共創プラットフォームひろしまによる施策立案に係る検討支援業務

2 目的

乗合バス事業は人口減少・少子高齢化やモータリゼーションの進展等により厳しい経営環境にあることに加え、コロナ禍を契機とした人々の行動の変容による収支の著しい悪化や運転手不足の深刻化などの様々な要因により、これまでどおりの各事業者単独での経営努力では、安定的・継続的なバスの運行や、将来に向けた事業改善が困難な状況になっている。

こうしたことから、極めて厳しい状況にある乗合バス事業について、本市では、利用者目線での質の高いバスサービスの提供とバス事業者の経営安定化を目的とした「共同運営システム」の構築による乗合バス事業の再構築に取り組んでおり、令和6年2月に「共同運営システムによる乗合バス事業の再構築に向けた基本方針（別添1。以下「基本方針」という。）」を策定し、同年4月にはその中核を担う組織として、「バスサービスに必要な基盤の整備・管理」や「路線再編計画、利便性向上策、業務改善計画の企画立案などのサービス・マネジメント」に官民共同で取り組む「バス協調・共創プラットフォームひろしま（以下「プラットフォーム」という。）」を設置し、基本方針に基づく各種施策の実施に向けた企画立案を進めている。

本委託業務は、本基本仕様書「4 業務内容」に記載のとおり、こうした企画立案の検討支援を行うものである。

3 業務の期間

業務締結の日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

プラットフォームにおいて取り組む施策等の具体化に向けた検討に当たり、以下の各業務を行うこと。

なお、各業務の実施に当たっては、基本方針に掲げる“利用者の利便性と事業者の持続可能性の向上”を常に意識するとともに、検討会議における議論との整合を図るよう十分に留意すること。

(1) 検討会議における支援

- ・プラットフォームの検討会議（2回/月を想定）への出席及び検討に資する助言等（web出席も可）

(2) バス路線の全体最適化に係る検討支援

- ・サービス水準の設定※に資するデータ分析や提案等

※ 市が別途設定する目安をベースとしながら、まちづくりの観点やバスの利用実態などを踏まえ、全体最適化の実現のために必要な路線や地域において、運行ルートと運行頻度についてのサービス水準を設定するほか、交通結節点について、乗り継ぎの際の

待ち時間や待合環境等の目安を設定するもの

- ・再編候補路線の選定や再編案の具体化※に資するデータ分析や提案等

※ 長大路線のフィーダー化や重複路線の解消、地域の実情にあった運行形態の見直しなどによる効率化及びこれらにより生まれるリソースを活用した利便性の向上などにより、バスネットワークの全体最適化を図るもの

(3) 施策の立案に係る検討支援

- ・プラットフォームが企画立案する各種施策※の具体化に資するデータ分析や提案等

※ 積極的な利用促進のための運賃制度の見直し、経営安定化や運行の効率化等のためのリソースの共有化など

業務の遂行に必要な調査検討を行うに当たっては、バス関連の各種データ※¹や本市がこれまでに行った検討結果等※²の活用が可能であるため、希望する場合には申し出ること。また、前述のデータ分析に当たっては、本市が別途構築する予定である交通データの可視化ツールを活用することを想定している。

※1 交通系 IC カード利用実績、GTFS、人流等

※2 過年度に実施した委託業務の成果品（運転手数、車両数等の経営資源の状況、サービス水準検討に係る調査等）、検討会議の資料、本市が独自に作成した図面（公共交通ネットワークと各種基図（人口、人流、都市計画区域等）の重ね合わせ図等）

5 関係書類の提出

受託者は、本業務の実施に当たり、本仕様書の内容に基づき次の関係書類を作成し、提出するものとする。

(1) 実施計画

- ① 受託者は、実施計画書を作成し、契約締結後10日以内に発注者に提出し、承認を受けなければならない。また、実施計画に変更が生じる場合は、事前に発注者の承認を得るものとする。
- ② 実施計画書には、次に掲げる事項を記載すること。
 - ・業務実施体制（担当者氏名、役割等）
 - ・実施スケジュール
 - ・その他、業務実施に当たって必要な事項等で発注者が必要と認める事項

(2) 業務完了報告

- ① 本業務の実施内容及び成果を業務完了報告書として取りまとめること。
- ② 業務完了報告書は、印刷物2部及び電子データを作成し、契約期間内に本市へ提出すること。

6 その他

- (1) 受託者は、採択された提案書の内容に沿って業務を行うこととし、逸脱したものであってはならない。
- (2) 業務を効率的に行う上で必要と思われる部分については、あらかじめ本市の承認を受けた上

で、他者に委託することができるものとする。ただし、本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。

- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た事項、業務内容及び成果等、関係する情報全てについて秘密を厳守し、発注者の了解を得ずして他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、本契約終了後も同様とする。
- (4) 受託者は、個人情報の保護に関する法律を遵守の上、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。また、本業務に従事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。
- (5) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は、全て発注者に帰属する。ただし、同一性保持権等、発注者に帰属することができない適切な理由がある場合で、事前に発注者の承諾を得たときはこの限りではない。この場合、発注者は当該許諾条件の範囲内で使用权を有するものとする。なお、成果物は1次利用及び2次利用ともに無償で利用できるようにすること。
- (6) 受託者は、業務の趣旨を十分考慮し、発注者と連絡及び協議を緊密にしながら業務を遂行するものとし、発注者側の作業と受注者側の作業を明確にすること。
- (7) 発注者は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は業務費の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (8) 業務の充実に必要な内容として、独自の提案等があれば、発注者と協議の上実施することができる。
- (9) この仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、その都度、発注者及び受託者が協議の上、定めるものとし、協議後は受託者が協議録を作成し、発注者に提出するものとする。